

調布市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市社会教育委員の会議規則 昭和36年3月31日教育委員会規則第5号 調布市社会教育委員の会議規則</p> <p>第1条 社会教育委員の会議（以下「委員会議」という。）については、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 委員会議には、委員の互選による議長と副議長を各1人おく。 2 議長、副議長の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。 3 議長は委員会議を主宰し副議長は議長を助け議長に事故あるとき、<u>又は</u>議長が欠けたとき、その職務を行う。</p> <p>第3条 委員会議は、<u>議長が招集する。</u></p> <p><u>第4条 削除</u></p> <p>第5条 委員会議は、特別の事項を分担するため分科会をおくことができる。</p> <p>第6条 委員会議の決定は委員の半数以上が出席し、その過半数でこれを定める。賛否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>第7条 委員は、<u>会議において</u>関係職員に対し説明<u>又は</u>資料の提出を求めることができ、<u>関係職員は、会議に出席して</u>意見を述べることができる。</p> <p>第8条 委員会議の事務は、社会教育課において処理する。</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか委員会議に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○調布市社会教育委員の会議規則 昭和36年3月31日教育委員会規則第5号 調布市社会教育委員の会議規則</p> <p>第1条 社会教育委員の会議（以下「委員会議」という。）については、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 委員会議には、委員の互選による議長と副議長を各1人おく。 2 議長、副議長の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。 3 議長は委員会議を主宰し副議長は議長を助け議長に事故あるとき、<u>また</u><u>は</u>議長が欠けたとき、その職務を行う。</p> <p>第3条 委員会議は<u>議長が教育長に、はかつて招集する。</u></p> <p><u>第4条 委員会議は定例会及び臨時会とする。</u> <u>2 定例会は隔月毎に、臨時会は緊急に必要な事項が生じた場合に招集するものとする。</u></p> <p>第5条 委員会議は、特別の事項を分担するため分科会をおくことができる。</p> <p>第6条 委員会議の決定は委員の半数以上が出席し、その過半数でこれを定める。賛否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>第7条 委員は<u>会議において</u>関係職員に対し説明<u>または</u>資料の提出を求めることができ<u>関係職員は会議に出席して</u>意見を述べることができる。</p> <p>第8条 委員会議の事務は、社会教育課において処理する。</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか委員会議に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>